



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

とりてきほう

取適法の改正ポイント

~2026年1月施行！下請法は取適法へ~

令和7年11月13日
公正取引委員会事務総局
九州事務所

規制の見直し

- ① **運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）**
対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加
- ② **従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れ等への対応）**
従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設
- ③ **手形払等の禁止 → 支払遅延に該当**
対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものを禁止
- ④ **協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）**
代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止
- ⑤ **面的執行の強化**
事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。省庁間の相互情報提供に係る規定を新設。

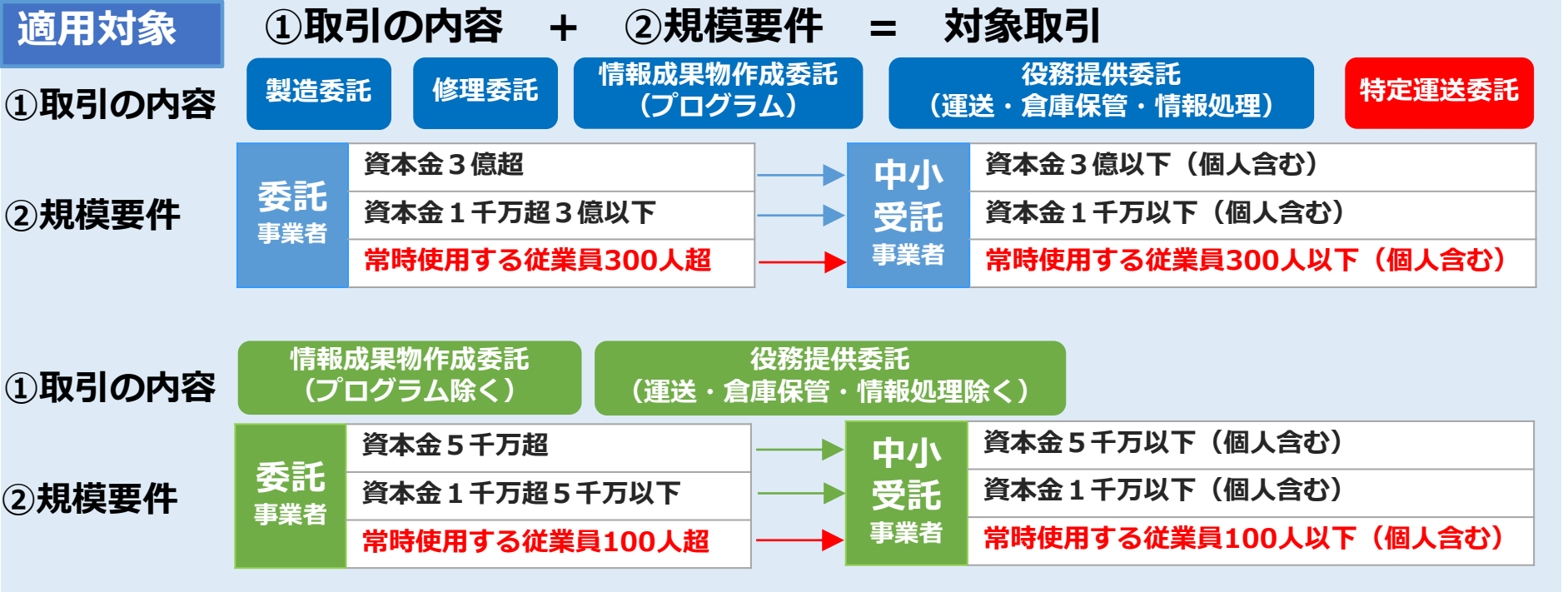
「下請」等の用語の見直し

- 共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進
- サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す

下請代金支払遅延等防止法	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律
通称：下請法	略称：中小受託取引適正化法 通称：取適法
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者
下請代金	製造委託等代金

取適法（改正下請法）の概要

法目的 **中小受託取引の公正化** ・ **中小受託事業者の利益保護**



義務
発注内容を明示する義務（発注書の交付）
取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）
支払期日（受領後60日以内）を定める義務
遅延利息（14.6％）の支払義務

※赤色は改正内容

禁止行為	
受領拒否	報復措置
支払遅延（手形払等の禁止）	有償支給原材料等の対価の早期決済
減額	割引困難な手形の交付
返品	不当な経済上の利益提供要請
買ったたき	不当な給付内容の変更・やり直し
購入・利用強制	協議に応じない一方的な代金決定

特定運送委託①

改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

改正内容

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

改正法

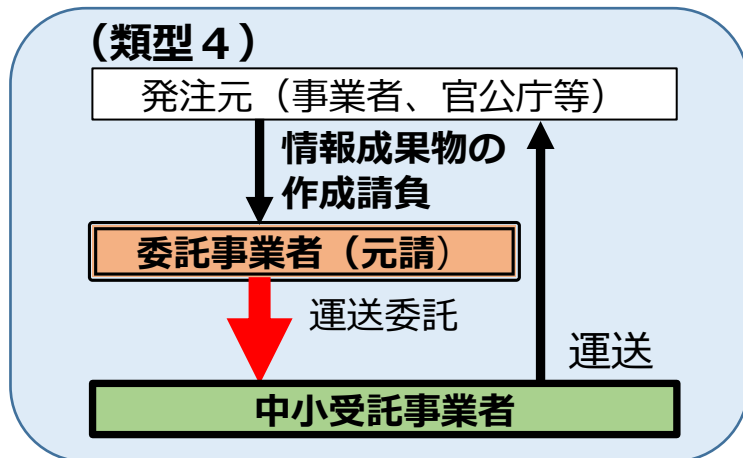
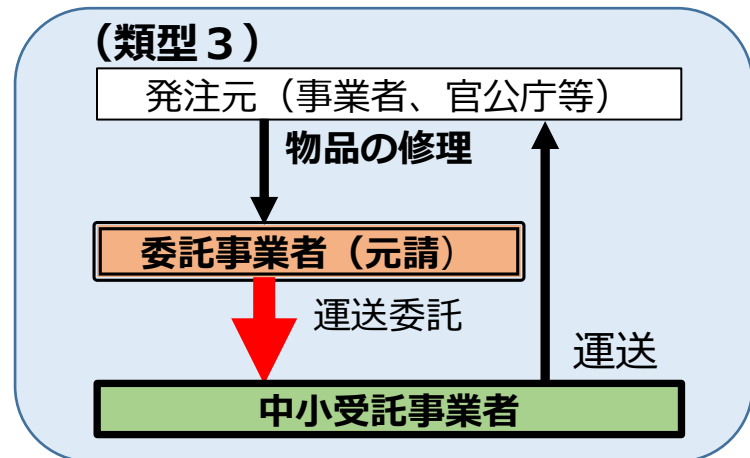
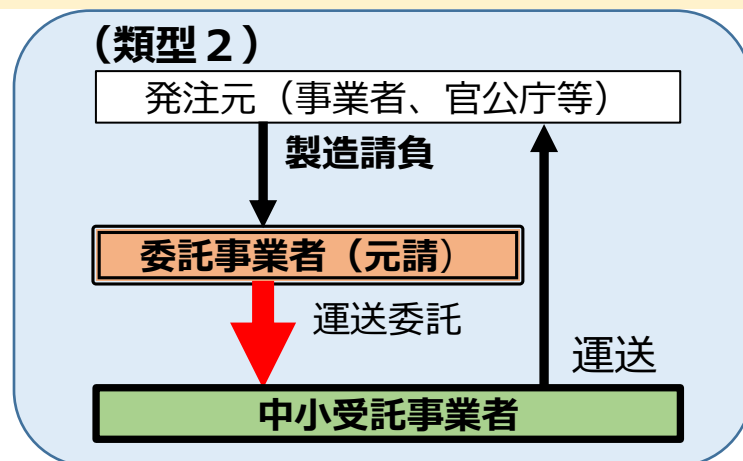
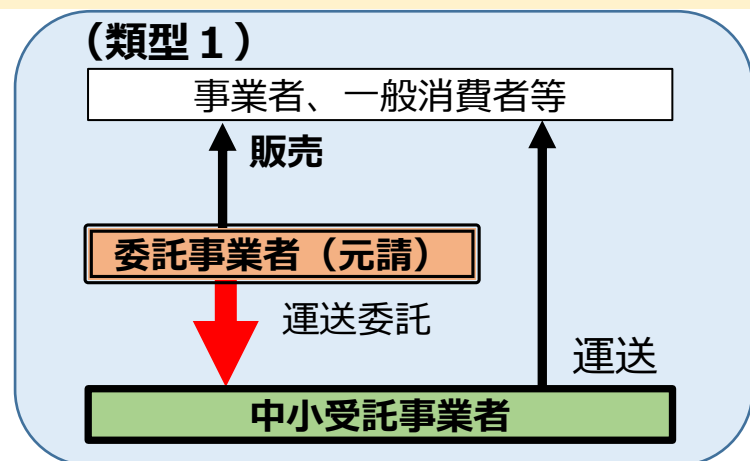
現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



特定運送委託②

- 事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その「取引の相手方」に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者委託することをいう。

取適法の適用を受ける特定運送委託は、以下4つのタイプ（類型1～類型4）となる。



※  が取適法の対象となる取引

「運送の行為の一部」

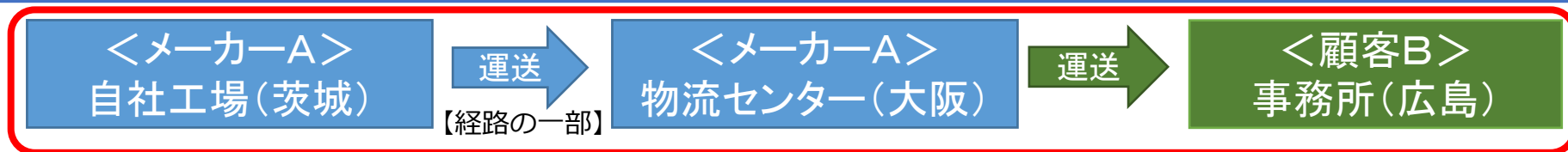
- 「運送の行為の一部を他の事業者に委託すること」とは、「取引の相手方」に対する運送のうち、その物品の数量又はその経路の一部の運送を他の事業者に委託することをいう。

同一法人の拠点間運送

- 同一法人の拠点間の運送が、当該拠点間の販売等に基づいて行われていたとしても、その販売等は、通常、「取引の相手方」に対する運送とはいえず特定運送委託には該当しない。
(例：商品の運送が、社内の倉庫への移動である場合)

同一法人の拠点間運送の例外

- 「取引の相手方」に対する運送であって、自社の拠点を「取引の相手方」に対する運送の「経路の一部」として利用する場合には、その拠点間の運送委託も特定運送委託に該当する。



経路全体が特定運送委託に該当

【具体例】

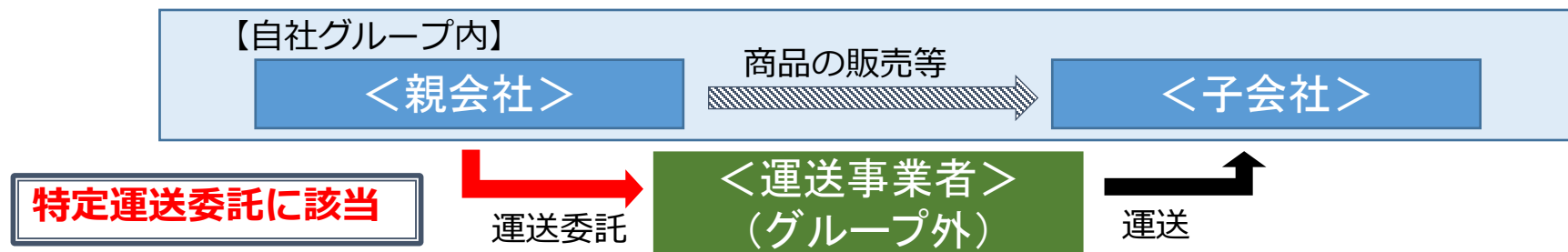
- ✓ メーカーAが、顧客Bに納品するために仕分けられた商品を、茨城県にある自社工場から、広島県にある顧客Bの事務所まで運送する。
- ✓ その際、大阪府にあるメーカーAの物流センターを中継地点として利用する。
- ✓ 自社工場から物流センターまでの運送は、顧客Bの事務所までの運送の「経路の一部」であり、経路全体が特定運送委託に該当する。

グループ会社における運送

類型 1

- 特定運送委託における「取引の相手方」には、**運送の発注事業者と親子会社や兄弟会社の関係にある法人も含まれる。**

【具体例】

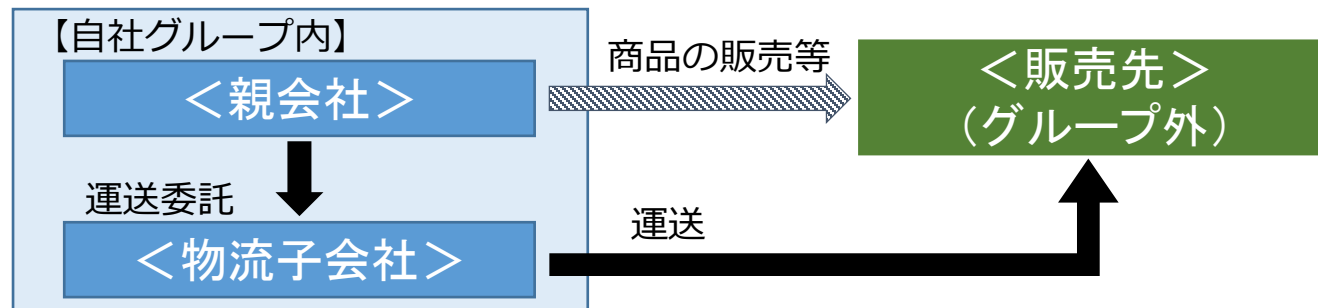


類型 2

- グループ内の物流子会社に運送を委託した場合、**それが実質的に同一会社間での取引（※）とみられる場合は、本法の適用が除外されるものではないが、従前から運用上問題としていない。**

【具体例】

実質的に同一会社間の取引とみられる場合は、運用上、問題としていない

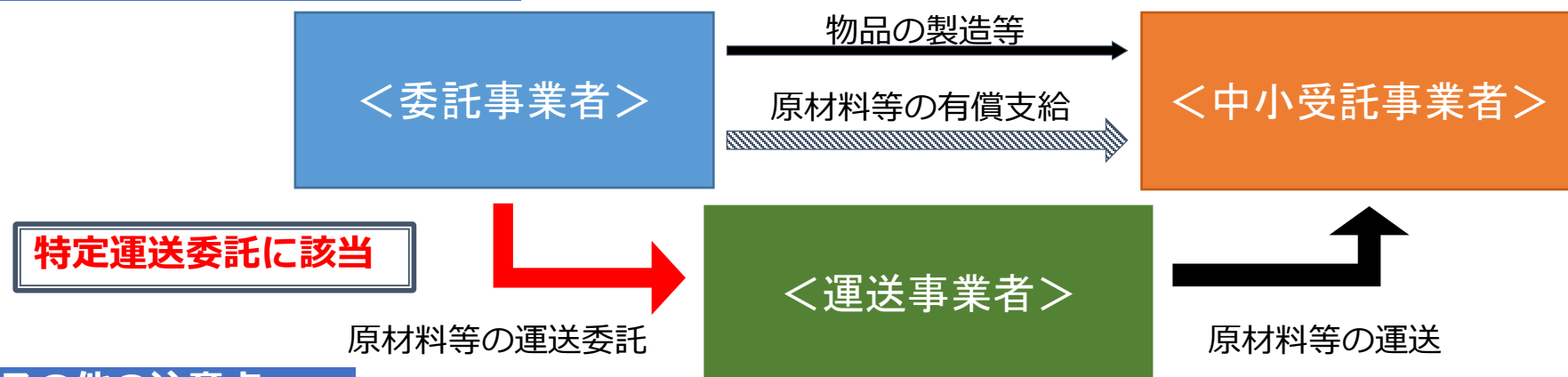


※親会社と当該親会社が総株主の議決権の50%超を所有する子会社との取引や、同一の親会社がいずれも総株主の議決権の50%超を所有している子会社間の取引など。

その他のポイント

- 特定運送委託において、物品の製造等の委託事業者が中小受託事業者に対して自己に対する**給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料を委託事業者から購入させる場合**、委託事業者が**当該原材料等（有償支給原材料等）を中小受託事業者に対する運送を他の事業者に委託することは、特定運送委託に該当する。**
- なお、物品の製造等の発注事業者が無償で提供する支給品を受注事業者に対して運送する場合、通常、特定運送委託における「取引の相手方」に対する運送に当たらず、特定運送委託に該当しない。

有償支給原材料等の運送委託



その他の注意点

● 運送以外の役務(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)

運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、無償で、運送の役務以外の役務(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)を提供させることは、**不当な経済上の利益の提供要請に該当する。**

● 倉庫保管

特定運送委託における運送とは、「取引の相手方」（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に物品を移動することをいい、**倉庫保管は含まれない。**

改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

改正内容

- ◆ 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

委託
事業者

資本金 3 億超

資本金 1 千万超 3 億以下

常時使用する従業員 300 人超

中小
受託
事業者

資本金 3 億以下（個人含む）

資本金 1 千万以下（個人含む）

常時使用する従業員 300 人以下（個人含む）

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

委託
事業者

資本金 5 千万超

資本金 1 千万超 5 千万以下

常時使用する従業員 100 人超

中小
受託
事業者

資本金 5 千万以下（個人含む）

資本金 1 千万以下（個人含む）

常時使用する従業員 100 人以下（個人含む）

「常時使用する従業員の数」について(運用基準)

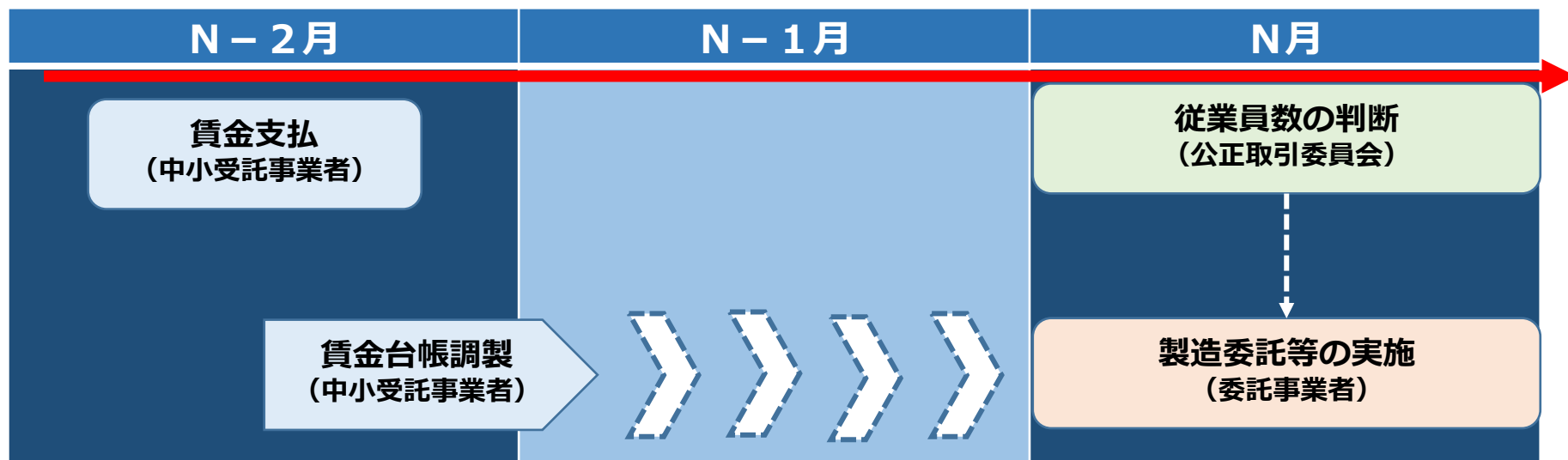
- 「常時使用する従業員」とは
その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、**日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの**をいう。
- 「常時使用する従業員の数」とは
当該事業者の**賃金台帳の調製対象となる「常時使用する従業員」（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとする。**

「常時使用する従業員の数」の判断のポイント

- ※**委託事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はない。**
- ※原則、製造委託等を行った時における「常時使用する従業員の数」によって判断されるが、**例外的に下記の取扱いを行うことも可能。**
- ※**グループ会社等**の場合には、法人単位で従業員数を判断。

例

※**N-2月**の賃金台帳上の労働者の数をもって、**N月**の「常時使用する従業員の数」とする



手形払等の禁止

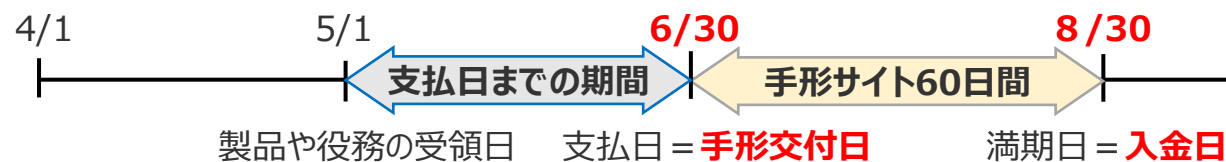
改正理由

- 支払手段として手形等を用いる ことにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

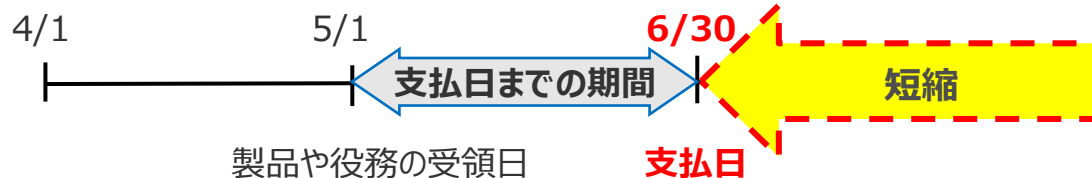
- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

現行



支払日までの期間（60日） + 手形サイト（60日） = 現金受領までの期間【120日】

改正法



支払日までの期間（60日） = 現金受領までの期間【60日】

金銭及び手形以外の支払手段の取扱い(運用基準)

- 「金銭及び手形以外の支払手段」とは、一括決済方式や電子記録債権（いわゆる「でんさい」など）などをいう。
- 上記支払手段については、支払期日までに代金に相当する額の現金（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めない（支払遅延に該当）。
- 手数料とは、例えば、発生記録手数料、譲渡記録手数料、受取手数料、割引手数料等をいう。

✓ 満期日が支払期日「以前」の場合

一括決済方式や電子記録債権の利用は、認められる。

しかし、満期日までに支払不能等が生じ、金銭と引き換えられない場合は「製造委託等代金を支払わない」ことに該当する。

✓ 満期日が支払期日より「後」の場合

一括決済方式や電子記録債権の利用は、原則として認められない。

たとえ割引料を委託事業者が上乗せして負担したとしても、中小受託事業者が支払期日に金銭を直接受け取れず、自ら割引を受ける等の行為が必要な場合には、満額の金銭を受領した状態となることが確保されていないため。

【具体例】

● 電子記録債権の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、電子記録債権によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日より後に満期日が到来する電子記録債権を使用し、支払期日に金銭を受領するために中小受託事業者において割引を受けることを必要とさせていた。

● 一括決済方式の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、一括決済方式によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日以前に決済日が到来する一括決済方式を使用していたが、決済に伴い生じる受取手数料を中小受託事業者に負担させていた。

振込手数料の負担に係る運用変更（運用基準）

- 企業取引研究会において、代金の振込手数料は発注者が負担することが合理的な商慣習であるとの意見があり、同研究会報告書において、振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反に当たることとするよう、運用基準を見直すべきとの結論が取りまとめられた。
- これを踏まえ、**振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反**とするよう、運用基準を見直すこととする。

【改正前】

発注前に下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料について、下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められる。



【改正後】

中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者が製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引いて支払うことは減額に当たる。

協議に応じない一方的な代金決定の禁止①

- 委託事業者が、**中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること。**

改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。

現行

対価に着目した規定

【対価引下げ型】

従前の対価



引下げ後の対価



改正法

交渉プロセスに着目した規定

【コスト上昇型】

従前の対価



引上げ後の対価

※コストアップに見合わない引上げ幅



協議に応じない一方的な代金決定の禁止②

運用基準

「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」すること

「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」とは

中小受託事業者の給付に関し製造委託等代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいい、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合などの事情が含まれる。

「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」とは

中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を含む。

「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは

中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により製造委託等代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。委託事業者が必要な説明及び情報の提供をしたか否かは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断する。

「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」とは

- ・ 中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定することをいい、前述のように、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、製造委託等代金の額が定められた場合が該当する。
- ・ 「決定」には、代金を引き上げ、又は引き下げるもののほか、据え置くことも含まれる。

面的執行の強化

改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。

